

世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」

令和6年度 認定商品 募集



募集
期間

令和6年11月1日(金)～12月27日(金)

世界農業遺産「清流長良川の鮎」を保全・活用・継承させていくため、
清流長良川の恩恵を受け育まれた自慢の商品を
「清流長良川の恵みの逸品」に認定しています。



認定
メリット

その1 プロモーション

認定商品紹介カタログの作成や県公式ホームページ等により、県が商品を積極的にPRします。

その2 販売機会の拡大

各種店舗における「清流長良川の恵みの逸品」フェアやECサイト出展のご案内をいたします。

その3 商品のイメージアップ

商品に世界農業遺産「清流長良川の鮎」のロゴマークを使用でき、商品のイメージアップや販路拡大につながります。



問合先／世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局(岐阜県農政部里川・水産振興課内)

TEL:058-272-8455 E-MAIL:c11428@pref.gifu.lg.jp

清流長良川の恵みの逸品

検索



応募方法

募集
期間

令和6年11月1日(金)～12月27日(金)

●対象商品

応募時の事業年度を除く原則過去3年間に、商品の生産、製造又は販売の実績がある食品(農林水産物等一次産品及びその加工品、飲料)、地場産品及び旅行商品等

●対象者

長良川上中流域(原則として、認定地域(岐阜市、関市、美濃市、郡上市))で対象商品の生産、製造又は販売を営む個人、法人又は団体で、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の価値の向上に積極的に協力できる者

●認定基準

長良川流域の自然、歴史、伝統、文化的背景や長良川のイメージと結びつける物語性や独自性、優位性など、商品そのものについて審査するとともに、事業者の世界農業遺産「清流長良川の鮎」のブランド力向上への意欲や消費者の安心感・信頼感を確保する取組みなどについて審査します。

※詳細は、以下のホームページに掲載の実施要領をご確認願います。

実施要領、申請様式は岐阜県公式ホームページからダウンロード願います。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56640.html> (トップページ)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/151662.html>(要領、様式等)



世界農業遺産

清流長良川の鮎

流域86万人のくらしの中で清流が保たれ、鮎を育む長良川。
地域の歴史、経済と深くつながっています。

世界農業遺産とは?

正式には Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS)といいます。

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業や、生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農村景観などが一体となり、維持保全が図られている世界的に重要な地域を後世に引き継ぐことを目的として、2002年に国際連合食糧農業機関(FAO)によって創設されました。

令和6年10月時点では、世界28か国89地域、日本国内では15地域が認定されています。

